

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市長は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の業務を行う。</p> <p>①被保険者の資格管理 ・後期高齢者医療対象者に対し、後期高齢者医療保険資格の取得・喪失等に係る届出の受付を行う。</p> <p>②保険料の賦課業務 ・後期高齢者医療広域連合で決定した賦課情報を元に、被保険者へ決定通知書及び納付書を送付する。</p> <p>③医療費等の給付業務 ・医療給付等の支給に係る申請書の受付を行い、後期高齢者医療広域連合へ申請書を送付する。</p> <p>④データ連携 ・岐阜県後期高齢者医療広域連合へ被保険者に関する給付及び保険料の算定の基となる住民異動情報・所得情報を提供する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、口座管理システム、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療システムファイル、宛名管理システムファイル、収納消込システムファイル、滞納管理システムファイル、口座管理システムファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険 給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、 115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項) (別表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療 給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(117の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	郡上市役所健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 健康福祉部 保険年金課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 健康福祉部 保険年金課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在し、人為的ミスが発生するリスクに対して次のような対策を講じており、リスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、保存期間中、施錠できる書庫で適切に保管する。 ・保管期間が経過した特定個人情報を含む書類は、箱詰めにしたうえで溶解処分する。
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されており、使用できる職員をIDで管理し、ログイン時には生体認証している。よって、権限のない者によって不正にしようされるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-5-② 所属長	保険年金課長 見付 嘉也	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による(課長氏名の削除)
令和1年6月21日	I-7	郡上市役所健康福祉部保険年金課	郡上市 健康福祉部 保険年金課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地	事後	
令和1年6月21日	I-8	郡上市役所健康福祉部保険年金課	郡上市 健康福祉部 保険年金課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策		リスク対策についての記述	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和3年8月2日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(80、81、82の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(80、81、82の項)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和7年3月21日	I-1 事務の概要	・後期高齢者医療被保険者に対して被保険者証の交付を行う。	(削除)	事後	
令和7年3月21日	IV-8 人手を介在させる作業		判断の根拠	事後	様式変更による追加
令和7年3月21日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠	事後	様式変更による追加
令和7年5月19日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表の85の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年5月19日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(80、81、82の項)	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項) (別表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(117の項)	事後	番号法改正に伴う変更